3　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項」に改める。

第四十六条、第四十六条の二第一項各号、第四十七条の二、第四十九条第一号から第四号まで及び第五十一条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第三条　下水道法の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　公共下水道　次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ　主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠（きょ）である構造のもの

ロ　主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

第二条第四号ロ中「終末処理場を有するもの」の下に「又は前号ロに該当するもの」を加える。

第四条第三項中「協議」の下に「（第二条第三号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）に係るものを除く。）」を加え、同条第五項中「よる届出」の下に「（雨水公共下水道に係るものを除く。）」を加える。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「予定処理区域」を「点検の方法及び頻度」に改め、同項第二号中「の配置」を「を設ける場合には、その配置」に改め、「又は流域下水道と接続する位置」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五　予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。）

第六条第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準に」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「終末処理場」の下に「（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設）」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（公共下水道の維持又は修繕）

第七条の二　公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2　公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3　前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

第二十五条の十二第一項第一号中「能力」の下に「並びに点検の方法及び頻度」を加える。

第二十五条の十三第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準に」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の十八において準用する第七条の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「に限る。」を削る。

第二十五条の十八中「、第八条」を「から第八条まで」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第四条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　業務（第二十六条―第二十八条）」を「第四章　業務
第一節　業務の範囲等（第二十六条―第二十八条）
第二節　特定下水道工事（第三十条―第三十四条）」に、「第二十九条―第四十一条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第四十二条・第四十三条」を「第四十九条・第五十条」に、「第四十四条―第四十六条」を「第五十一条・第五十二条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第五十三条―第五十五条」に改める。

第四章中第二十六条の前に次の節名を付する。

第一節　業務の範囲等

第二十六条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第一項中第八号を第十一号とし、第三号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及びポンプ施設」を「、ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設（下水道法第二十五条の五第一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。）」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　災害時維持修繕協定（下水道法第十五条の二（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。

第二十六条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二　前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。

イ　浸水被害（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第九号に規定する浸水被害をいう。）が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきものと認められるもの

ロ　その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの

三　次節の規定により特定下水道工事を行うこと。

第二十六条第二項中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削り、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改める。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条第四号中「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条第五号中「第三十八条」を「第四十五条」に改め、同条第六号中「第四十二条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十七条中「第四十三条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第七章中第四十六条を第五十二条とし、第四十五条を削り、第四十四条を第五十一条とし、第六章中第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とし、第五章中第四十一条を第四十八条とし、第三十六条から第四十条までを七条ずつ繰り下げ、第三十五条を削る。

第三十四条第四項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三条第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十九条から第三十一条までを八条ずつ繰り下げ、第四章中第二十八条を第二十九条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　特定下水道工事

（特定下水道工事の代行）

第三十条　事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第三十六条において同じ。）である地方公共団体（以下「下水道管理団体」という。）から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末